



平成26年2月17日  
内閣府（防災担当）

## 2月14日からの大雪にかかる 災害救助法の適用について 【第3報】

### 1. 災害の概要

2月14日からの大雪に係る被害により、長野県、群馬県及び山梨県において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じていることから、長野県、群馬県及び山梨県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<b>【長野県】</b> 茅野市 (ちのし) 北佐久郡軽井沢町 (きたさくぐんかるいざわまち) ※北佐久郡御代田町 (きたさくぐんみよたまち) 諏訪郡富士見町 (すわぐんふじみまち)  <b>【群馬県】</b> 安中市 (あんなかし)  <b>【山梨県】</b> ※富士吉田市 (ふじよしだし) ※南巨摩郡早川町 (みなみこまぐんはやかわちょう) ※南都留郡山中湖村 (みなみつるぐんやまなかこむら) ※南都留郡富士河口湖町 (みなみつるぐんふじかわぐちこまち)	2月15日	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

(注) ※は今回追加適用分

### 2 これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問い合わせ先  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）付  
喜田川、寺島、大橋  
TEL 03-5253-2111（内線51812）  
03-3501-5191（直通）